

「新型コロナウイルス感染症」出席停止早見表

※新型コロナウイルス感染症にかかった場合、「出席停止」となります。

期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。

～学校保健安全法より～

※「症状軽快」とは…解熱剤をつかわずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にあることを指します。

新型コロナウイルス感染症	発症日 0日目	発症した後5日					発症した後5日を経過した後		
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
 事例①	発熱	解熱	症状軽快後1日目	症状軽快後2日目	症状軽快後3日目	症状軽快後4日目	 登校		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 事例②	発熱	発熱	解熱	症状軽快後1日目	症状軽快後2日目	症状軽快後3日目	 登校		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 事例③	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快後1日目	症状軽快後2日目	 登校		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 事例④	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快後1日目	 登校		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 事例⑤	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	 登校	症状軽快後1日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		出席停止	
 事例⑥	陽性判明無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	 登校		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳、息苦しさ、たん等)が改善傾向にあることです。

※「発症した日」は病院で診てもらった日ではなく、新型コロナウイルスの症状が始まった日の事です。

主治医に発症日を相談、確認することをお勧めします。

※無症状で陽性となり、出席停止期間中に症状が出た場合は、例①～⑤にそって出席停止期間が変更となります。

ぜひご確認ください。

※「出席停止」は本人の体力の回復と他の児童生徒への感染及び蔓延を防ぐための措置となります。

出席停止期間中は医師の指示を守り、あせらず、安静に過ごしましょう。